

廿日市市では、いろいろな機会を設けて人権についてみなさんとともに考え、差別を無くしていくための取り組みを行っています。

しあわせに 生きたい



- 暮らしの中にこのような思い込みはありませんか… P. 1
- 「しつけ」と「虐待」とはちがいます …… P. 3
- 地域に生きるわたしたち共有の問題として考えましょう… P. 5
- 世間体は常識？
～迷信や生活習慣についてふりかえってみましょう～ P. 7
- ちょっとひと息コラム …… P. 9
- 人権クロスワード …… P.10

人権啓発
パンフレット
No.23

「男」は仕事？ 女は「家庭」？

男は仕事、女は家庭といった役割分担意識は、時代の中で変わってきています。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は、みんなの健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じて個人生活の充実を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族みんなが取り組むことによって安心して暮らし、責任を果たしていくうえで重要です。

また、国や自治体では、企業や働く人と連携し、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策を進めています。



私たちにできること

男を問わず、みんなで意識を変えて、

型と枠にはめた

古い考え方を改めていきましょう。

～「男女共同参画社会」の実現に向けて～

男女平等の考え方は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女雇用機会均等法によって男女平等の原則が確立されています。一人一人が人間らしく、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たし、家庭、地域生活などでも、子育て期、中高年期といった人生の各段階において多様な生き方が選択できる「男女共同参画社会」の実現をめざして、今一度ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を見直していきましょう。

● 相談機関 ●

悩み・困りごとの相談
広島法務局廿日市支局
 （月～金）
 8時30分～17時15分
(0829) 31-2164

悩み・困りごとの相談
廿日市人権擁護委員協議会
 （火、金）
 8時30分～17時15分
(0829) 31-2165

■企業啓発や団体の啓発活動のご要望がありましたら、下記へご連絡ください。
 （講師の派遣、DVDの貸し出しなど）
廿日市市人権・男女共同推進課
(0829) 20-0001

「男らしい」? 「女らしい」?

男だから元気にスポーツ、仕事、女だからおとなしく家事・育児をしてほしいと思うのはどうでしょう。「らしさ」ではなく、その人の「個性」で考えることが必要です。

「男のくせに」? 「女のくせに」?

「男はこうすべき、女はこうあるべき…」という意識が生き方の枠を固定化している場合があります。

この意識が、日常生活の中で無意識に受け継がれ、大人になってからの男女の生き方に大きな影響を与える場合があります。

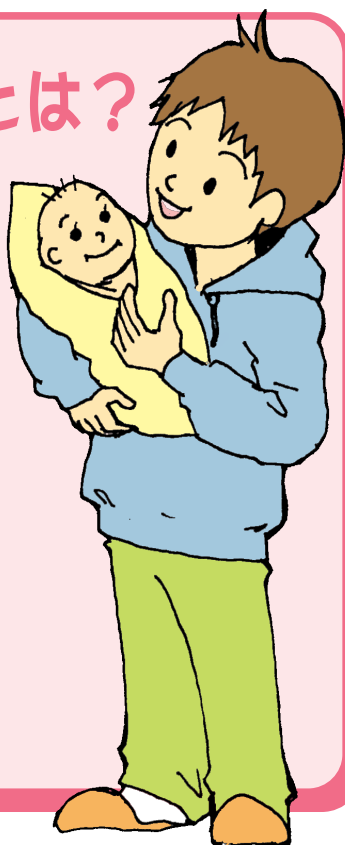


ワーク・ライフ・バランスとは?

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章
(一部抜粋)

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実直面している。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

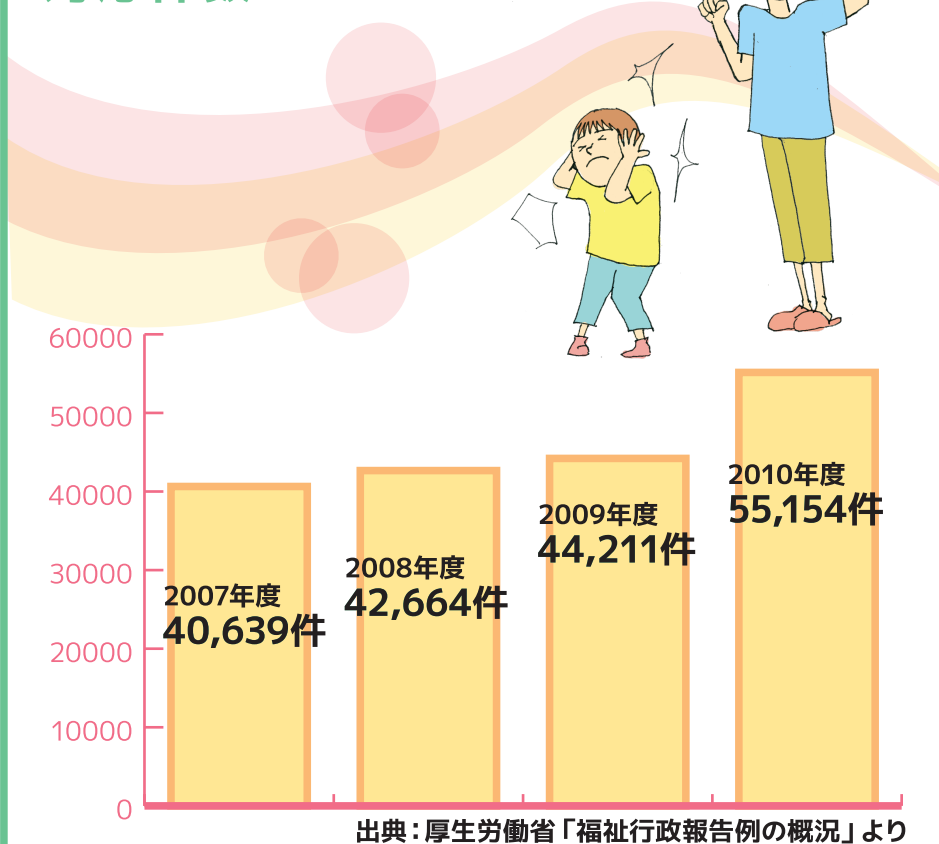
(2010 年 仕事と生活の調和推進官民トップ会議改定)



- ・子どもは地域で見守り、育てるという意識を持ちましよう。
- ・育児サークルなど同世代の親同士が交流できる場に参加してみましよう。

私たちにできること

全国の子童相談所における 子童虐待相談の 対応件数



● 相談機関 ●

常設人権相談所 広島法務局廿日市支局

月～金曜日
(祝・休日・年末年始を除く)
8時30分～17時15分

(0829) 31-2164

廿日市人権擁護 委員協議会

火・金曜日
(祝・休日・年末年始を除く)
8時30分～17時15分

(0829) 31-2165

子どもの人権 110 番

全国共通・無料

フリーダイヤル ぜろぜろなのひゃくとおばん

(0120) 007-110

※携帯電話からも利用可能です。
IP電話の方は、082-228-4710 へ
お願いします。

● インターネットによる人権相談 ●

子どもの人権SOS-e メール (24時間 365日相談を受けつけています)

【パソコンから】 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

【携帯電話から】 <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

「しつけ」と「虐待」とはちがいます…

ぎゃくたい

「しつけ」とは、子どもに社会のルールやマナーを教えたり、自立して生きていくために必要なことを愛情をもって、子どもに理解させながら繰り返し教えることです。

一方、「虐待」とは、子どもを思うようにコントロールできないことへの親自身の怒りをしつけと称して暴力をふるうことです。そのことが子どもの心身を傷つけ、子どもの成長に悪い影響を及ぼします。

「虐待」は重大な人権侵害であり、法律上も禁止されています。「虐待」かどうかは親の主観ではなく、行為を受けた子どもの側に立って判断することが大切です。

このように、全く違う二つの行為を親の思い込みでおしつけることは子どもにとって大変つらいことです。「しつけ」と「虐待」の区別を判断することは状況によって難しいものですが、一方的に「しつけ」のためなどと思い込んで、子どもに対して暴力をふるってよいわけではありません。

子育てでは、思い通りにいかないものです。一人で子育ての悩みを抱え込まず、身近な人に相談したり、相談機関を利用しましょう。

※相談、通報は匿名でもできます。緊急の場合は警察に通報しましょう。

～児童虐待とは～



身体的虐待

例：暴力をふるう



ネグレクト (養育の怠慢・拒否)

例：衣食住の世話をしないこと



心理的虐待

例：言葉による暴力、無視するなど



性的虐待

例：性的行為の強要など



配偶者・交際相手の問題を中心に

「ドメスティック・バイオレンス」(DV)とは、一般的に配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力をいいます。DVの被害者の多くは女性で、夫やパートナーからの暴力、暴言をはくなどの行為があたります。決して暴力を振るわれる側に問題があるわけではありません。近年、交際相手からの暴力をデートDVと呼び、高校生や大学生など若い世代への予防教育も始まっています。

また、職場におけるセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)が問題視されており、改正男女雇用機会均等法(2007年施行)では男性にも適用されています。

※相談、通報は匿名でもできます。
緊急の場合は警察に通報しましょう
※被害者の安全確保が第一優先です。
緊急避難場所を確保し、携帯電話、緊急連絡先はいつも持ち歩きましょう。

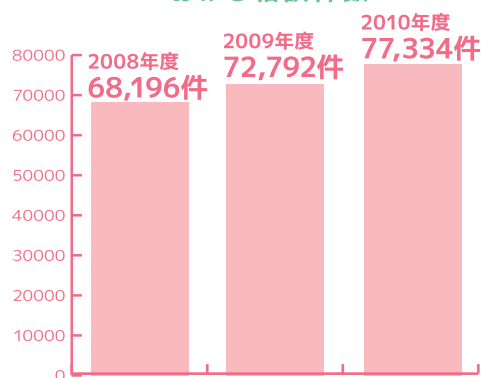


「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(2001年施行)」

【DVの種類】

- 身体的暴力
- 性的暴力
- 精神的暴力

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



出典：内閣府のホームページより



私たちにできること

- ・DVに対して関心をもち、決して他人事ではないと考えましょう。
- ・親しい間柄でも暴力は許されない行為であることを常識としましょう。
- ・被害を受けている人を発見したり、近隣の家で起きているようなことが判った場合は関係機関に通報しましょう。
- ・受け取る側が不快と感じるような言動は慎みましょう。

相談機関

● 配偶者やパートナーからのDVに関する相談

家庭児童相談室(市役所児童課内)
(月～金) (0829) 30-9153

● 広島県西部こども家庭センター(配偶者暴力相談支援センター)

・ 女性・DV 相談専用
(082) 254-0391

・ 休日・夜間電話相談
(082) 254-0399

・ 常設人権相談所

ナビダイヤルゼロゼロみんなのひやくとおぼん
全国共通 (0570) 003-110
(月～金) 8時30分～17時15分

・ 女性の人権ホットライン

ナビダイヤルゼロナナゼロのハートライン
全国共通 (0570) 070-810
(月～金) 8時30分～17時15分

地域に生きるわたしたち共有の問題として考えましょう

高齢者の問題を中心に

我が国では平均寿命の伸びや少子化などを背景として、人口のほぼ4人に1人が65歳以上の高齢者になっています。こうした状況の中で、介護者による身体的心理的虐待、高齢者の家族等が本人に無断でその財産を処分するなどの経済的虐待といった、人権問題が社会問題となってきました。

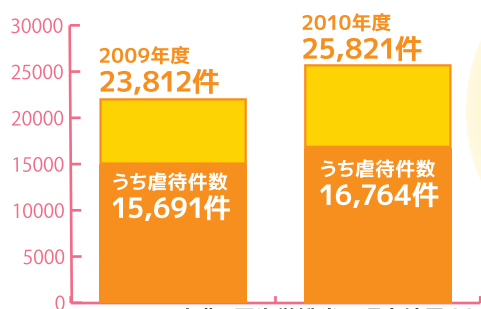
「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（2006年施行）」

この法律では、養護者または養介護施設の従事者などによる高齢者（65歳以上）に対する虐待を高齢者虐待と定義しています。

【高齢者虐待の種類】

- 身体的虐待
- 養護の放棄
- 心理的虐待
- 性的虐待
- 経済的虐待

相談、通報件数の全国推移



出典：厚生労働省の調査結果より

私たちにできること

- 高齢者をみかけたら挨拶したり、地域のサロンに誘ったりしましょう。
- 高齢者の介護は家族みんなの問題といった意識をもちましょう。
- 養護者や高齢者の状況をみて、支援や援助が必要と感じるときは、役所や関係機関に連絡しましょう。

相談機関

● 高齢者のことで相談したいとき

- 廿日市地域** 地域包括支援センターはつかいち (0829) 30-9158
- 佐伯地域** 地域包括支援センターさいき (0829) 72-2828
- 大野地域** 地域包括支援センターおおの (0829) 50-0251
- 吉和地域** 社会福祉法人佐伯さつき会よしわけせらぎ園 (0829) 77-2377
- 宮島地域** 社会福祉法人いもせ聚楽会宮島ふれあい (0829) 44-0250

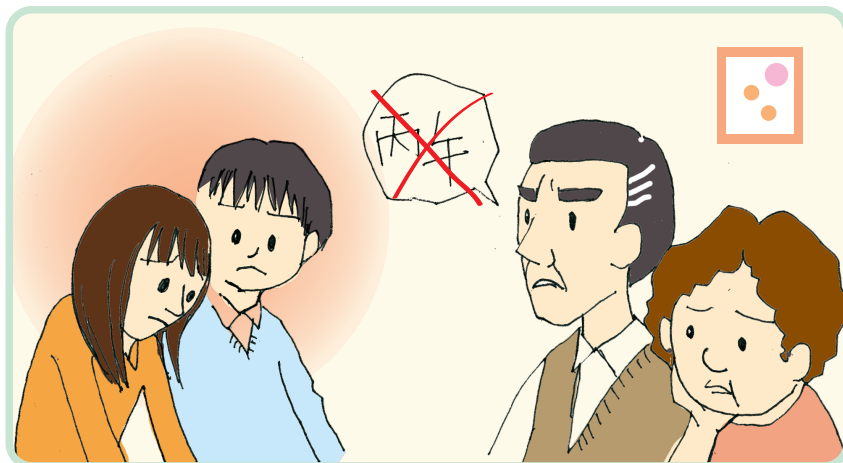
● 何か相談したいとき、サロン、つどいのこと

- 廿日市地域** 社会福祉協議会(あいプラザ内) 相談専用電話 (0829) 20-0783
- 佐伯地域** 社会福祉協議会佐伯事務所(佐伯社会福祉センター内) 相談専用電話 (0829) 72-0868
- 吉和地域** 社会福祉協議会吉和事務所(すこやかプラザ内) 相談専用電話 (0829) 77-2883
- 大野地域** 社会福祉協議会大野事務所(大野福祉保健センター内) (0829) 55-3294
- 宮島地域** 社会福祉協議会宮島事務所(宮島福祉センター内) 相談専用電話 (0829) 44-2785

■ 常設人権相談所(全国共通ナビ)
(0570) 003-110

その他にも…
 血液型で性格が決まりますか？
 肌色ってどんな色？
 （世界の人たちの肌色は多様です）

私たちのまわりには、自分の努力では
 どうにもならないことや当然と考えていることが、
 見方を変えれば違いや多様性に富んでいることに
 気づくことがあります。

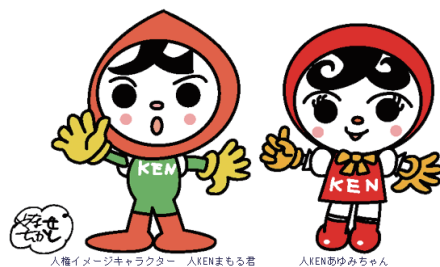


ひのえうま

丙午生まれの結婚に反対…

丙午生れ？

江戸時代、井原西鶴の「好色五人女」で有名になった八百屋お七が丙午生まれと言われたことから江戸時代中期以降に夫の命を縮めるといった迷信が信じられるようになりました。以降60年に一度めぐってくる干支の一つで、この年は火災が多く、この年生まれの女性は夫を食い殺すという迷信のことです。



大権イメージキャラクター 人KENまもる君

人KENあゆみちゃん



私たちにできること

- ・それぞれの迷信や起源について、正しい知識を身につけましょう。
- ・すべての習慣を否定するものではありませんが、
- ・自己の問題として合理的なものの見方や生活を心がけましょう。



ゆいのう
結婚式や結納の日は「大安」がよい…
葬式は「友引」をさける…

～六曜って？～

六曜は、暦などに書き込まれている「日」の吉凶の事で、かつて古代中国にあった占いの本が原型で鎌倉時代末期から室町時代初期に伝わったものと推定され、日本に伝来したものです。中国の有名な迷信や占いを集めた通徳類情では、「深い意味も理由もなく人を惑わすだけのもので暦から取り除いた」と書かれているように、中国では早くから使用されていません。明治時代になって「日の吉凶」に関する迷信が載せられ、明治政府は一切禁止としました。



むねあげ
家の棟上式を行うとき、
日を気にする…

三隣亡(さんりんぼう)とは？

由来は不明であるが、江戸時代に入って確立されたとされています。江戸時代の本には、「三隣宝」と書かれ、「屋立てよし」「蔵立てよし」と注記されていました。これがいつのまにか反対の意味で使われることになったのではないかとされていますが、真偽は不明です。後に「三隣宝」が凶日では都合が悪いということで、同音の「三隣亡」に書き改められた経緯があります。この日に棟上げや土起しなどをすると近隣三軒まで滅ぼすという言い伝えがあります。

かつての日本のように排他的、閉鎖的な狭い「世間」の中では、自分でこうするのが正しいと思っていても、別の考えや行動をとることに非難される風潮がありました。そこで「人がするから」「今までそうだったから」とあきらめて自分の自由な意志で行動できないことがありました。これは「世間体意識」が根底にあると考えられます。世間体意識は道徳、倫理で役割を果たしていますが、自分の判断を停止し、まわりを気にする傾向があります。また、「迷信」とは、「科学的根拠がなく、社会生活に支障を及ぼす俗信」と言われています。「六曜」などにとらわれることが不便で窮屈であるにもかかわらず、それに従う人が依然として多いのは、「世間体意識」を常識と考えることに大いに関係があると考えられます。

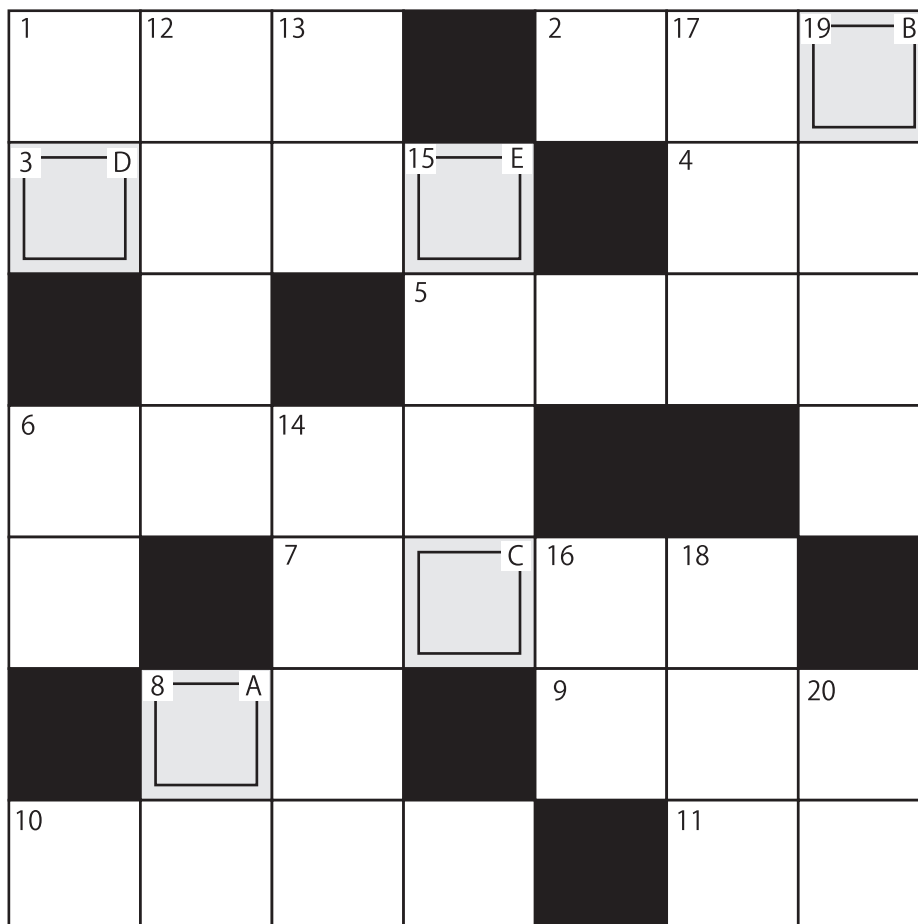
世間体は常識？
迷信や生活習慣についてふりがえってみましょう

人権クロスワード

A～E の順で並ぶことばは何でしょう？

【ヒント】ちょっとした相手への気持ちで温かくなります。

A	B	C	D	E
---	---	---	---	---



ヨコのかぎ

- 人権〇〇〇ちゃんとまもるくん。
- 〇〇〇SOS ミニレター。
- 鶏肉に味付けして焼いたもの。
- 人や車が通るところ。
- 味苦く腹痛、気つけ薬として珍重。
- 〇〇〇〇はかえられぬ。
- ひまをもてあますこと。
- おれ、おいらの別称。
- 「男は〇〇〇、女は家庭」は古いよ。
- 憲法第13条基本的〇〇〇〇の尊重。
- 動いたぞ、大物だ！

答えは8ページの下にあります。

タテのかぎ

- 斜めに交差した模様、言い回し。
- お年寄りに〇〇を譲ろう。
- 〇〇に着る。有り難く思うこと。
- 川端康成の名作。
- 〇〇の御老公、黄門様。
- 〇〇〇〇ど〇〇〇〇ど楽にならざり。
- 後に倒れる座席、〇〇〇〇ニングシート。
- 髪をすき、留めるもの。
- 〇〇〇〇倒し、〇〇〇理論。
- 明日は〇〇〇が悪いので欠席するよ。
- 所有している家。
- 特別天然記念物の鳥。

ちよつと ひと息コラム

私は、去年の4月に結婚しました。その時に周りの方から祝福を受けましたが、あまり喜べませんでした。もともと夫とは別々の場所に住んでおり、結婚すると報告したときに、皆の反応が「じゃ、仕事やめるよね。」でした。別居婚だと説明したら、さらに大きい反応を受け、「それじゃ寂しいですから早く仕事をやめてむこうに行ったほうがいいですよ。」とのアドバイスを何度も受けました。

言われたときに、あまり気持ちがよくありませんでした。「なぜ結婚するだけで女性は仕事を辞めなければならないのだろうか？」と何度も心の中で疑問を持ちました。慶び事なのに自分の夢を諦めないといけないと言われたらうれしいと思えなくなりました。

そして、10月頃に妊娠したと判明した時にも、同じようなアドバイスを周りから受けました。

「お母さんだから、子どものために一緒に住んだほうがいい」などと言われました。その時に頭に浮かんだのは、「父親と母親がいるのになぜ、女性のほうが負担が大きくなるのか、お互いにある程度妥協しあうのが夫婦ではないか。」ということです。幸い、夫は理解のある人で、仕事を辞めてほしいとは言っていないので、現在も仕事を続けています。

「廿日市市在住 外国人」より

彼女は、「いつから仕事が始められるの。待ってるから早く戻っておいでよ。」と言ってほしかったのです。



**次のことについて、みなさんは
どのように思うか話し合ってみましょう。**

- 男女がともに仕事を続けるために
周囲の人の理解をどのように思いますか。
- 子どもの育児について、
どのように行えばよいと考えますか。



廿日市市

自治振興部 人権・男女共同推進課

電話(0829)20-0001

FAX(0829)32-1059

発行:2012(平成24)年3月